

恵庭市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月15日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第8号

恵庭市水道事業給水条例の一部を改正する条例

恵庭市水道事業給水条例（平成10年条例第12号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第4条（略） (給水装置の新設等の申込み) 第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2（略） 第6条（略） (工事の施行) 第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定	第1条～第4条（略） (給水装置の新設等の申込み) 第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2（略） 第6条（略） (工事の施行) 第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定

現行	改正案
<p>給水装置工事事業者」という。)が施行する_____</p> <p>_____。</p>	<p>給水装置工事事業者」という。)が施行することとし、指定給水装置工事事業者について必要な事項は別に定める。</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>第 8 条～第 34 条 (略)</p>	<p>第 8 条～第 34 条 (略)</p>
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p>
<p>第 35 条 (略)</p>	<p>第 35 条 (略)</p>
<p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>
<p>第 36 条～第 38 条 (略)</p>	<p>第 36 条～第 38 条 (略)</p>
<p>(過料)</p>	<p>(過料)</p>
<p>第 39 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5 万円以下の過料を科することができる。</p>	<p>第 39 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5 万円以下の過料を科することができる。</p>
<p>(1) 第 5 条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p>	<p>(1) 第 5 条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p>
<p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p>
<p>第 40 条～第 44 条 (略)</p>	<p>第 40 条～第 44 条 (略)</p>
<p>(水道技術管理者の資格)</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p>
<p>第 45 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p>	<p>第 45 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p>
<p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p>

現行	改正案
(6) <u>厚生労働大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
第46条 (略)	第46条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。